平成２６年（フ）第１０３８２号
東京都西東京市泉町２丁目８－７　エクセルハイムＢ202
破産者　山崎加奈子
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０４１５号
東京都東大和市蔵敷２丁目551－４
破産者　三浦　和夫
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０４２６号
東京都品川区大崎１丁目19－５－204、開始決定時の住所千葉県大網白里市柳橋845－13
破産者　稲葉喜久恵
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０４３６号
千葉県千葉市若葉区小倉町1806－７－102
破産者　鈴木　啓太
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０４４８号
神奈川県川崎市宮前区平６丁目12－48－303
破産者　遠藤　和子
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０４５３号
東京都豊島区池袋１－16－15、住民票上の住所東京都豊島区北大塚３丁目11－３　睦荘
破産者　竹本　淳一
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０４７６号
東京都練馬区豊玉上１丁目20－15－402
破産者　荒木　千夏
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０５００号
千葉県千葉市花見川区朝日ケ丘１丁目10－１－102
破産者　徳永　豊樹
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０５０８号
東京都葛飾区水元４丁目２－８
破産者　白鳥　英樹
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１４４号
埼玉県川口市柳崎２丁目14番20号、旧所在地東京都中央区日本橋本町４丁目３番12号
破産者　べんりーい食品工業株式会社
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９５３号
茨城県下妻市大串559番地15
破産者　株式会社ＬＩＶＥ
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１７４８号
東京都豊島区池袋本町２丁目15－４
破産者　新保　勝男
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４４５２号
東京都目黒区三田１－４－４－1701、開始決定時の住所東京都目黒区三田２丁目10－45－203
破産者　佐藤　和弘
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４７３４号
東京都品川区東大井５丁目12番５号　エヌ・ティービル３Ｆ
破産者　株式会社メテオ
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４７３５号
東京都大田区蒲田３丁目23番８号　蒲田ビル７階
破産者　ＷＩＮ　ＮＥＴ　ＴＥＣＨＮＯＬＯＧＹ株式会社
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２５０号
神奈川県座間市相模が丘１丁目３番28号
破産者　有限会社常和電気設計事務所
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第７０号
富山市羽根1243番地の10
破産者　興和施設工業株式会社
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８１号
富山市太郎丸本町２丁目４番地19　グランカメリア101号、商業登記簿上の本店所在地富山市千石町５丁目５番６号
破産者　有限会社トチタニ美容室
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３号
山梨県甲斐市篠原1417番地４
破産者　有限会社モンセルヴァン
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１４６号
静岡県焼津市焼津３丁目７番15号
破産者　有限会社タフ
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７６９号
大阪市中央区南船場３丁目２番28号日宝タイヨービル５Ｆ
破産者　リンク・ソリューション株式会社
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部